



「校外生活のめやす」に関する意見募集

提出先

郵送
山手町1番7号
須崎市青少年育成センター宛

ファクス
40・0073

電子メール
ikusei1@city.susaki.kochi.jp

青少年育成センターでは、各地区住民会議の協力のもと、小中学生の校外生活の過ごし方をまとめた「校外生活のめやす」(下表)を作成しました。この内容に対する意見募集を実施します。

◎意見募集期間

7月1日(月)～9月30日(月)

◎意見の提出方法

住所・氏名・電話番号・意見を記入した書面を、郵送・ファクス・電子メールのいずれかで提出してください。

◎意見の取り扱い

・意見の概要を、市ホームページで公表します。
・「校外生活のめやす」を見直す際の参考にします。
・意見に対する個別の回答はできませんので、ご了承ください。

校外生活のめやす

項 目	小 学 生	中 学 生
カラオケ店・遊戯場	・ボウリング場や映画館、カラオケ店、ゲームセンターは保護者同伴とし、各店舗の利用規則を必ず守る。 ・パチンコ店、麻雀店へ出入りしない。	
飲食店	・食堂、レストランの利用は保護者同伴とする。	・食堂、レストランの利用は保護者の許可を得る。
交通事故防止	・交通のきまりを守る。 ・道路上での遊びをしない。	
自転車の乗り方	・二人乗りや夜間の無灯火、横並び走行はしない。 ・ヘルメットの着用を心がける。	
そのほか	・外泊はしない。 ・ケータイ、スマホやインターネットは、家の人と相談し、ルールを決めて使用する。 ・喫煙、飲酒、シンナーなど薬物の使用やナイフの持ち歩きは犯罪となるので絶対しない。 ・金銭の貸し借り、物品の売買はしない。 ・いじめを見た時は、まわりの人に知らせてやめさせよう。 ・知らない人の車には、誘われても乗らない。 ・不審者などで「危ない」と感じた時は、大声をあげて、「子ども110番の家」やタクシー、コンビニなど、近くの人に助けを求めよう。 ・家庭のルールや地域のルールをもう一度確かめよう。	

青少年育成センター

☎42・0670

城山で地籍調査をはじめます

須崎市では、平成11年度より地籍調査を行っています。平成25年度は城山を対象に地籍調査を実施します。調査区域は、次の予定です。

「大字」須崎

「小字」奥古倉・小浦・小坂谷・竹ヶ谷・大善寺谷・天神山・南山・一ツ風呂

「大字」多ノ郷

「小字」大戻り・蛇ヶ谷・田ノ浦・鳥越・灘・薬師堂

「大字」池ノ内
「小字」菖蒲谷



調査には、調査区、隣接区の地権者の皆様のご協力が必要です。よろしく願います。

建設課 公共財産係

☎42・5193